

自己資本規制比率の四半期毎の開示

【2017年9月30日現在】

金融商品取引法第46条の6第3項に基づき、公衆の縦覧に供するため作成したものです。

1. 固定化されていない自己資本の額	169,909 百万円
2. 市場リスク相当額	12,412 百万円
3. 取引先リスク相当額	6,064 百万円
4. 基礎的リスク相当額	12,377 百万円
5. リスク相当額の合計額	30,853 百万円
6. 自己資本規制比率 (=1/5)	550.7 %

〈劣後債務の注記〉

該当はございません。